

## 【今回の協定等の変更のポイント】

### ①スマート I C の本格導入に伴う変更

- ・ スマート I C については、これまで社会実験を行っていたところであるが、18箇所について、本日付けで連結許可を行い、10月1日より本格導入することとなったことを踏まえ、スマート I C を料金表に追記するなどの変更を行うものである。

### ②料金徴収施設等の減価償却費の算定方法の確定に伴う変更

- ・ 料金徴収施設等（料金收受機械システム、ETCシステム）の耐用年数の短縮承認の結果を踏まえ、貸付料の変更を協定等に反映するものである。